

國學院大學學術情報リポジトリ

The thought and acts of Amano Tatsuo, a follower of Uesugi Shinkichi

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 東郷, 茂彦 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001730

天野辰夫の思想と行動について —上杉慎吉の系譜から—

東郷 茂彦

一 はじめに

本稿は、昭和八年七月に、民間右翼が中心となり国家改造を目指して、武装蜂起（未遂）した神兵隊事件^{〔1〕}の総帥、天野辰夫の思想と行動について考察したものである。

天野辰夫の企図した神兵隊事件は、「昭和維新^{〔2〕}」と総称される運動の到達点とされるものであった。昭和維新は、昭和五年十一月に、時の首相浜口雄幸を狙撃した「一発」の銃弾に始まるとされ、「五・一五、二・二六両事件と、民間人による血盟団・神兵隊事件」へと展開し、「明治国家の運営の仕組みを根本的に否定する人々が、天皇を奉じることによって齎せうとした変革」の運動となる。このような時代状況を葦津珍彦は、

大東亜戦争のせまるにつれて、この大風潮が高まって行く。心にもない「神国論」を書く通俗文を見て、国民の

なかには、清冽にして純情な気で「神国思想」の信者になる者が増加して行く。ファンタイックなデマゴグは全く愚劣であるが、しかし、祖国日本の伝統にあこがれ「祖国を神国」として純粹に受け入れて行くのは、古くからの日本民族の美質でもあった。

と論じている^③。続けて葦津は、右翼の在野神道が、帝国政府に反抗し、弾圧されながらも、逆に帝国政府へ精神的な圧力をかけ、社会的な影響力を与えていったことを「複雑な思想史」と形容している^④。本稿では、葦津が指摘するこの「複雑な思想史」の理解を深めるため、昭和維新の原動力となった民間の「右翼運動」を代表する天野辰夫に焦点を当てて検討することとした。天野については、神兵隊事件に関連した研究の中で、ある程度の蓄積はあるものの、天野その人に絞った研究はこれまでほとんどなされてこなかった。拙稿「天野辰夫の天皇観・神道観について」^⑤で天野の思想と人生を取り上げたが、本稿では、あらためて天野自身が、「今日ノ私ハ兩親ト上杉先生トニ依ツテ思想ト魂トヲ鍛錬サレタ結果ニ外ナラナイ」(註1参照。一七七頁)と述べるほどに決定的な影響を与えた上杉愼吉との繋がりを中心に考察した。

天野は、幼い頃から、父親の薫陶により天皇を尊崇する家庭に育ち、高校時代、世間を賑わした天皇機関説論争(明治四十四年〜大正二年)の上杉愼吉博士をより深く知ろうと、東京帝国大学法科大学に入学した。大正三年には、上杉と師弟の契りを結び、政党政治・天皇機関説排撃の運動に生涯を挺身することとなった。改めていうまでもなく上杉は、東京帝国大学で憲法を講じ、天皇主権説の論者として世に知られ、己の思想に共鳴する学生たちの運動を組織していた。その一方、要路との繋がりも深く、全国遊説を通じ、社会運動的な手法も講じ、信念を弁じた。上杉が病に仆れた昭和四年以降、世情の激変を受け、天野は、急速に実力行使の世界へと接近することとなる。本稿では、上杉と天野の関係を踏まえつつ、葦津の指摘する「複雑な思想史」の一面を示すことによって、昭和前期という時代の

本質を明らかにできればと願っている。

二 天野辰夫の生涯と上杉慎吉

天野辰夫の思想と行動を、上杉慎吉との系譜で考察するために、まず、両者の伝記的な事項を概観しておきたい。⁶⁾

上杉は、明治十一年八月十八日、福井県福井市に生まれ、明治二十四年、金沢の第四高等学校へ入学し、明治三十一年には東京帝国大学法科大学に進んだ。病気で一年休学するが、成績抜群で特待生となり、穂積八束法科大学長の知遇を受ける。明治三十六年に同大学政治学科を卒業し、恩賜の銀時計を授与されている。同大法科大学助教となり、行政法講座を担任した。翌年『行政法原論』を出版し、明治三十八年に、『帝國憲法』、その翌年に『比較各國憲法論』を出版するが、両著は、天皇機関説の立場にたっていた、とされ、穂積の天皇主権説を面と向かって批判していたといふ。⁷⁾

こうした上杉の大きな転機となったのが明治三十九年五月に英獨仏へ私費留学を行い、ハイデルベルグの公法学大家ゲオルグ・エリネック方に寄宿したことである。この留学中に一時神経を病んだものの、これにより宗教的回心があつたとの見方もある。⁸⁾ 上杉は、明治四十二年六月に帰国する。「西遊研學ノ問予ハ……帝國國體ノ明確ナル認識ト鞏固ナル尊皇ノ信念トハ日本憲法研究ノ根本骨子ナルヘシ⁹⁾」と後に記すように、穂積と同様の天皇主権説に対する確固とした信念を抱いての帰朝であつた。

次いで、翌明治四十三年、憲法講座を担任するとともに、結婚し、法学博士となる。『國民教育帝國憲法講義』、『帝國憲法綱領』を発表。美濃部達吉博士と所謂「天皇機関説論争」を行う。「之吾ガ憲法學史上特筆大書スベキ事項タリ」と『憶ふ』の略歴は書いているが、世評は美濃部の方に軍配を挙げたようである。前掲『天皇機関説』報告書¹⁰⁾も、「自

由主義デモクラシーを背景とする美濃部學説は、政黨政治を許容し、政黨政治家に學理的根據を興へたものであつて、所謂護憲運動の成功と其の後に於ける政黨内閣の出現へと政黨政治家の閥族的官僚的政治家に代位するに及び、上杉學説を壓倒して學界の通説となり・・・と評している¹⁰⁾。

この報告書のような時代の流れに異を唱えるべく、上杉は大正二年に学内の同憂の学生を中心に「桐花會」(または、「桐花學會」)を結成、同年には陸軍大学教授と枢密院の嘱託に任じられ、大正三年には、『帝國憲法述義』を著し、閑院宮に御進講している。大正五年に「木曜會」を結成するとともに、海軍大学教授を嘱託された。この年、『國體憲法及憲政』など三冊を出版し、大正八年には、木曜會を發展させた「興國同志會」(後述)を結成する一方、政治學講座担任となり、『國體精華之發揚』¹¹⁾を上梓した。大正九年、東大では、美濃部が憲法第二講座を兼任し、上杉と競争講義となる。高文はじめ、高等文官試験を通るためにも、「政界、官界、學界のトライアングルに守られた」¹²⁾美濃部の講義に、学生は殺到したという。

しかし、上杉の学問に対する意欲は旺盛で、大正十年に著した『國家新論』で、その思想的な到達点と言われる「相関連続論」を詳しく顕した(骨子は、『國體精華之發揚』に記載されている)¹³⁾。大正十一年著の『新稿 帝國憲法(第一編國家、第二編國體)』では、上杉の著書では唯一、天皇と祭祀の関連について、直接言及している¹⁴⁾。

その一方で上杉は、前述のように、学生や右翼の団体と関わりをもっていたが、大正十二年から十五年頃にかけては、更に、右翼系の団体の設立者や指導者に任ぜられるなど、人脈を広げていった。

大正十二年には高島素之と盟約を結び、経綸學盟を結成した¹⁵⁾。高島は、日本で初めて『資本論』を全訳した、国家社会主義者である。経綸學盟結成当時、世間はこの団体を「ファシスト団」の如く宣伝したので、上杉は、「單に一の學校で、青年を薰陶し國恩に報ずるに足る人材を作り出し、新日本建設の偉人、國體の精華を發揚する武士を養成す

る以外目的はない」と弁明したという¹⁶。経綸学盟は、それぞれの思惑の違いから、一年余りで自然解消したが、この系統からは、急進愛国党、日本社会主義研究所、日本国家社会主義学盟、大日本国家社会党など多くの団体が生まれ、上杉の与えた影響の大きさを物語っている。天野辰夫が深く関わる愛国勤労党もその一つである¹⁷。

大正十三年には、木曜会、興国同志会の出身者らを含め、上杉の教え子である東大法科大学生を中心に、研究と修養の場である七生社の準備を進め、翌十四年、東京小石川の上杉宅を本部に正式結成した。『判事藤嶋報告書』では、七生社の「背後の人物」の一人に、「法學士弁護士天野辰夫」を挙げている。参加した一部の急進分子には、四元義隆、池袋正八郎ら後の血盟団の関係者も含まれていたが、彼等が直接行動に関わり始めたのは上杉の生前ではなく、昭和四年四月の歿後と推定される¹⁸。

同じ大正十四年には、日本愛国青年会会長、翌十五年二月、赤尾敏によって設立された建国会会長に上杉は就任した¹⁹。赤尾敏の評伝によると、上杉は、「当初は、常任顧問。名目的な会長になった時期もある」程度の関与としている²⁰が、建国会の路線や人事についての役割りを指摘する研究もある²¹。建国会にも関わり、高島、赤尾等と親密な交際をしてきた津久井龍雄は、上杉について、「學者といふ以上に、一個の志士たり國士たる・情熱の士」と評している²²。こうした右翼運動への積極的な関与とともに、上杉は、大正十四年には、普選即行動運動を起し、全国を遊説中に病を得る。

昭和三年、『憲法讀本²³』を上梓した。遺著とも言える同書は、昭和八年三月『思想問題に關する良書選奨』において、「紹介」対象四十五冊中選ばれている²⁴。八月、岐阜県下で講演中に卒倒するが、一時小康を保つ。昭和四年、病勢つり、帝大病院に入院し、四月七日、逝去した。享年五十二。葬儀には、閑院宮、朝香宮両家より御会葬があった。

追悼集には、「博士が多感の資を抱いて熱烈なる辯舌を揮ひ、國體憲法の眞髓を説くところは、活きた國寶とまで噂

されたものであつた」(平沼騏一郎『憶ふ』九二頁)、「蓋し博士の學風こそ眞に時代を救ふて國家國民に新生命を與ふる原動力なりと信じた」(床次竹二郎同二二頁)、「先生が非常なる決心を以て其回天の業を就さんとして居られ我々も大に望を囑して居た……先生の下で薰陶を受けられた貴方方は先生の遺志を受繼いて其精神を國家に充滿せしめなければならぬ」(頭山満同二〇頁)といった、昭和戦前期の政治社会に重きをなした要人、右翼系の思想界の重鎮から声が寄せられ、この時代に対して上杉のもっていた独特の社会的立場、影響力の大きさが窺い知れよう。

上杉と要路の諸人、とくに、元老山縣有朋との関わりについて、東大の同僚中田薫は、「君は學を曲げて元老に阿ねつたのではない。政界の権力者に説いて——君の本領から云へば寧ろ教えて——自分の經綸を國家天下に實現せしめんと欲したのである」(『憶ふ』四九〇―五〇〇頁)と記し、陸軍の高官、石光眞臣は、憲兵司令官在職中の經驗を述べ(同五頁)、上杉が要路と交わりながら、具体的な諸問題の解決に努力していた姿を明かしている。朝日新聞は八日付の紙面でその死を報じ、「皇室中心國家社會主義の運動を率ゐる……學者には珍らしいはゆる國土型の一面があつた」と評している。

今一つ、上杉の行動において大事な局面と思量するのは、一般大衆への視点である。学説的には、天皇機関説を主唱したが、学界より政官界へと転じ、文部内務宮内の各大臣を歴任していた一木喜徳郎は、上杉の特徴として「公法學者と社會教育家とを一身に兼ね」ていたこと挙げている(同二―三頁)。平沼騏一郎も、「博士は……無産大衆の中に味方を得て、大に其の手腕を揮はんとしたことも一再でなかつた」と述べ(同九一―九二頁)、野村淳治も、大正六、七年の頃より、全国を遊説する上杉が足跡の印さぬ所は無程だったと(同六四頁)、上杉と一般大衆との関わりの深さに言及している。

上杉の死去した昭和四年までの社会情勢では、その思想は全体の潮流にはならず、「世事悉ク皆我ニ非ナルノ感ノミ

ニテ、朝二一城ヲ喪ヒ夕二一壘ヲ屠ラルルカ如クニ思ヒ爲サレ居タル」(中田宛大正十年三月二十九日附上杉書簡、『憶ふ』五二頁)、「先生の御主観としては事凡て志と違ひ御不平御不満の極致の御生涯なりしと拜せざるべからざるなり」(菊池利房『憶ふ』九四頁)など、志の成らぬ様子や不遇についての記載が残っている。しかしながら、上杉の東大での講義は、それなりの人気を博し、その声は、東大、陸海軍大学の学生等を通じて沁み渡り、時局激化に応じ、少しずつ世に影響を与え、昭和十年の天皇機関説事件へと結びつき、愛弟子である天野の役割にもまた、焦点が当てられていくのである。

上杉に深く傾倒していた天野辰夫は、明治二十五年(一八九二)年二月二十二日、島根県松江市に、天野千代丸の長男として生まれた。富山県立魚津中学校、浜松中学を経て、明治四十三年、名古屋の第八高等学校に入学した(『訊問調書 天野辰夫』一〇四頁)。高校時代、天皇、国家、国体、天皇等の問題、そこにある「思想」に興味を持ち、三年生当時、雑誌『太陽』や『國家學會雜誌』を舞台に繰り広げられ、世に喧伝された上杉慎吉、美濃部達吉両博士の「天皇ノ本質ニ關スル」論争²⁷を読む機会をもった。天野は、美濃部の「天皇ヲ以テ國家ノ機關ナリトスル學說」に「驚愕」し、ここは上杉慎吉から直接、天皇主権説による憲法学を学び、真意に触れたいと、東京帝国大学法科大学に進学したという(一七三〇一七四頁)。

天野によれば、入学当初、蓄膿症と胃潰瘍を患い、上杉の講義に身を入れて聴講したのは、大正三年(一九一四)九月以降のことである。しかし、「私カ豫メ期待シテ居タ如キ鐵ヲモ熔カス熱情ヤ信念即チ魂ノ力ヲ上杉博士ニ見出ス事カ出来」なかった(以下、一七四〇一七五頁)。

天野は、法科大学においては憲法講座がその中核にあり、国家の重きを負担する国士を鍛錬し、民族の魂を陶冶する道場でなければならない。しかるに当時、講義は蓄音機、学生はタイプライターを打つがごときで、これでは、国

家を負担する者の養成はできないと思ひ定め、十一月、上杉の元を直接訪ねた。「博士ノ返事如何ニ依ツテハ即座ニ辭職ヲ勧告ス可キ固イ決心カ出來テ居タ」。大学における憲法講座の有るべき姿を語る天野の言葉は上杉の心の琴線を打ち、「聲涙共ニ下ルト云フ態度」で当時置かれていた状況を語った。

それは、大正二年の春に、志を同じくする者が集まり、「國體を明徴⁽²⁸⁾」するための前述の学内組織「桐花會」を作つた時のことである。最初の集いの席上、上杉が「政黨ノ撲滅」を訴えたところ、新聞や要路の人達、内務大臣原敬等の反発は強く、二百数十名いた会員は、会長の上杉と会員の入江寛一を除いて脱会。政友会の壯士が桐花学会の部室の畳に、刃物を突き刺すことがあつた。警察の取締りは緩く、逆に尾行が付き、博士宅を訪れる者もなく、孤城落日意氣沮喪の頃だつたといふ。⁽²⁹⁾

上杉の話を聞いた天野は、政黨の撲滅に深く共鳴し、これを「畢生ノ事業」とすることを誓う。

殊ニ私ハ大正三年、故上杉愼吉博士ト相誓ツテ國體違反ノ現象ヲ打倒シ皇道日本建設ノ志ヲ立テテ以來陰ニ陽ニ縦ト横トノ緊密ナル同志トノ連絡畫策ヲ續ケ來タリ政黨政治打倒 天皇政治復古ヲ目指シテ參ツタノテアリマス（一二七頁）。

天野は、政黨撲滅の理由を、「我國ニ於テ政黨政治ヲ採用スル事ハ天皇ニ対スル民主的の反逆タルニ外ナラナイ」としている（七六頁）。二人にとつて、政黨撲滅は、具体的な行動目標だつた、といえよう。二人が議會制度そのものの存置の可否を行動目標にしていたか、という点であるが、両者の遺した文を見ると、議會について、天皇政治の翼賛以上の位置を与えていない。上杉は、「帝國議會ハ組織ノ内部ニ在リテ、天皇ヲ輔翼シ、統治ヲ賛成スルノ官府タリ」と論述し、天野は、「議會は人民の 天皇政治翼賛任務に基く『翼賛機關』たるに他ならぬのであります⁽³¹⁾」としている。この流れをみると、政黨を基盤とする議會政治には反対でも、議會制度自体に異議を唱えてはおらず、天野は上杉の

考えを直接引いていることがわかる。³³⁾

さて天野は、失意の上杉を励まし、これからは、出世ばかり考えて居る官吏などは相手にせず、日々接している教え子を薫陶し、彼等を「將來國體ヲ維持シ充實發展セシムルノ國士タラシムヘキテアリマス」との行動目標を勧め、「木曜會³³⁾」が組織される（一七六〜一七七頁）。

大正七年末、東大では、吉野作造の率いる「新人会」が発足し、大正デモクラシーの潮流に乗り、吉野の「民本主義」の象徴として、時代と論壇の寵児となった。これに対抗する形で上杉、天野らは大正八年四月、木曜会を主に、東大の各分科大学の仲間と謀り、国体宣揚を目的とする「興國同土會」を組織する。メンバーには、木曜会から天野辰夫、菊地利房、稲葉一世、荻田胸喜、太田耕造、森島守人等、さらに岸信介、三浦一雄がいた。当初はその活動を盛んならしめるのが、なかなか難しかった興國同志会であるが、大正九年に起きた森戸辰男事件の追及側の先頭にたったことから、その名を知られるようになる。その後、森戸事件に対する追及自体、東大内で行き過ぎの非難が起き、会は分裂した。³⁴⁾

天野は大正八年に大学を卒業してから弁護士登録を行い、一時は法政大学に籍を置き、行政法を講じたこともあるが（三頁）、あくまでも社会改革の闘士としての志を維持していた。おりからの関東大震災、虎の門事件、清浦奎吾の超然内閣、加藤高明による護憲三派連合等の情勢を背景に上杉は、「國體違反ノ政黨ヲ撲滅スルノ方針ヲ採用セシム可ク、自身清浦首相ヲ訪問シ右ノ進言」をした（一八〇〜一八三頁）。上杉に「其運動ヲ起ス様徳憑」する周囲の声もあり、闘争方針について天野は上杉と相談し、「政黨ヲ作り一人テモ二人テモ良イカラ一騎當千ノ士ヲ議會ニ送」ろうとした。天野は、大正十三年（一九二四）六月の第十五回総選挙に同志四人と、自ら結成した「四月黨」³⁵⁾より立候補したが、全員落選している。この時、上杉を別にすれば「唯一ノ思想的先輩」（一七七頁）渥美勝が天野の応援に立ち、

労組中心で敵意に満ちた会場の空気を一変させたという。³⁶ 天野と選挙との直接の繋がりは、ここで終わるが、上杉にとっては、天皇を中心とし、臣民としてその政治を扶翼する必須の手段が普通選挙の実現であり、そのための運動をそれ以後も、生涯をかけて全国的に繰り広げている。³⁷

興味深いのは、大正十四年頃、天野は、後の神兵隊事件の実行部隊の責任者となる前田虎雄に、上杉宅で出会っていることである。前出の建国会の人事問題で、前田虎雄等が上杉宅を訪れたことがあり、天野は、上杉に代わって応対したという(二五九頁³⁸)。上杉との関わりを持つことにより、天野の人脈や社会活動が広がっていった例を示していると思量する。

大正十五年の春から夏、天野辰夫は、父の日本楽器浜松工場で起きた労働争議を、皇道を守るための闘いと捉え参画した。この争議以降、愛国団体の統合をはかり、前述のように、上杉の指導の下に立ち上げた「興國同志會」を、昭和二年にはさらに活動範囲を拡げた「全日本興國同志會」とし、綾川武治、中谷武世ら共に組織し、主として長野県下の共産主義運動の撲滅に努めた。³⁹ 昭和四年四月の上杉の死を経て、昭和五年二月には、国家主義単一政党の「愛國勤勞黨」の「結成首謀者ノ一人」(一九六―一九七頁)となり、皇道理論に即した愛国団体を目指している。

この頃、第一次ロンドン海軍軍縮会議により、時局は緊張の度を強め始める。天野も、「大権干犯国防放棄政黨幕府暴虐ノ振舞」(二〇四頁)と、この軍縮条約を流産させるべく、要路に働きかける。昭和六年は九月の満州事変、それと連動して計画された十月事件が起きる。天野は、非常時局打開のためには、天皇政治実現への一過程として、皇族による軍と内閣の主導が必須と考え、活動を開始する。

そして、翌昭和七年二月に血盟団事件が勃発。天野は、かねてから親交のあつた茨城県紫山塾の本間憲一郎に乞われ、盟主の井上日召の自首に立ち会い、海軍による蜂起計画(後の五・一五事件)を聞かされる。その後、本間は、

大陸での満鉄関連や陸軍の諜報活動を通じての仲である前田虎雄を天野にあらためて引き合わせた。上杉宅での出会い以来の再会であり、天野と前田は、五・一五事件後に成立した齋藤実内閣では現状維持しか望めず、昭和維新の社会革新の志を遂げるには、武装蹶起以外ないと合意する。前田が実行部隊（成功の暁には自決を前提としていたため、「犠牲部隊」とも呼ばれていた）、天野が爾後の建設面を担当する総帥としての役割を担うことになった。

昭和八年七月十一日、全国から、民間右翼同志三百人余りを糾合し、政府、政党、財界の拠点等を、海軍機による爆撃を含めて襲い、要人を殺害する計画だった神兵隊事件^⑩は、当局の察知する所となり、六十余名が検挙された。当初捜査線上に浮上しなかった天野も、十月に、別途工作で渡航していた北支で逮捕され、以後、二年二ヶ月にわたり、獄中の身となった。^⑪

事件発足後、被告五十四名の確定、適用罪状の審議等多くの時間を費やし、実際に公判が始まったのは昭和十二年十一月となった。それ以後も、予審やデマ捜査批判、裁判長や検事に対する忌避など、被告側は多くの手段を駆使するが、なによりも、天皇機関説排撃に集中したかの観がある。天野が上杉慎吉と天皇機関説批判を盟約して以来、昭和十年の天皇機関説問題を挿み、ほぼ四半世紀たったいた。

百十六回の全公判の内、少なくとも、十四回は、天皇機関説問題がなんらかの形で取り上げられている。^⑫天野は、天皇機関説こそ国体に反すると激烈に主張し、検事や判事に、天皇機関説はとらない、との言を法廷で述べることを迫った。

第二十三回公判（昭和十三年六月十四日）では、天皇機関説を信じないのは、国体違反だからであると明言せよ、と迫る天野の求めに応じ、三橋検事は、「本職ハ天皇機関説ハ國體ニ反スルモノト信ジテ居ルカラデアリマス」と言明した（『速記録 上』四六五頁）。第三十二回公判（昭和十三年七月九日）で宇野裁判長は、天野に対し、「斯様な説ハ

我が國體ノ本義ニ悖り、國民ノ思想ノ根本ヲ危クスルモノデアル、國體違反ノ邪說デアルト云フコトニ付テハ、．．．少シノ疑モ容レナイノデアル」と応えている（『速記録 上』七〇三頁）。

こうして昭和十六年三月十五日の第百十六回公判で、被告の主張するように、神兵隊事件は、「朝憲紊乱」には当たらず、従って、刑法第七十八条の内乱予備罪は成立せず、殺人予備・放火予備罪の刑法第二〇一条ならびに第一一条但書該当とし、これについても刑免除の判決があった。

血盟団事件、五・一五事件においても、死刑を含む検察の厳しい求刑に対し、新聞報道や世論は、被告の維新愛國の思いへの共感に溢れたものだった。三つの事件は、思想的に同系列にある⁴⁵だけでなく、法廷戦により、一般大衆の共感を得る点でも共通していた。昭和維新、革新の意義を被告が熱烈に説き、検察・裁判所当局もそれに圧倒され、賛意を表明。審理は、新聞等によって世に知られ、国民の強い共感や熱狂的支持が寄せられ、昭和前期の社会動向に大きく影響したのである。⁴⁶

三 天野の思想——上杉からの継承と発展

ここまで、天野辰夫の行動を、上杉愼吉との関わりを軸に検討してきたが、次いで思想面について、検討したい。まず、注視されるのは、「国体観」である。国体観には、天皇観も当然含まれ、その根幹に、神道の信仰と思想が在ると思量するからである。次いで、その国体観を支える「古事記日本書紀観」を取り上げる。そして、天野は、記紀に支えられた国の在り方を、「皇道（すめらみち）」という概念に要約しているので、その内容を検証したうえで、こうした概念のすべてに亘って表出されている「日本民族我」という社会観、人間観を「我」論として最後に纏めたい。

天野は収監中に、二つの長文の文献を著している。一つは、「井上日召弁護論」⁴⁶、今一つは、『皇道原理』⁴⁶で、いずれ

も、収監された昭和八年十月以降、まもなく書き始められ、時をおかずして完成されたものと推定される。また、この文書の執筆とほぼ並行して行われた当局による前掲『訊問調書 天野辰夫』の三点を中心に、以下を論述する。

各項目共に、天野は上杉の思想より、何らかの影響を受けていると観取している。しかし、その影響は様々であり、具体的には、どのような関わりをもっているのか、どこからが天野独自の思想の発展なのか等を、それぞれ考察していきたい。

(一) 国体観

国体論について、昆野伸幸は、「最大公約数的に言えば、日本の独自性を万世一系の皇統に求め、いわゆる天壤無窮の神勅に代表される神代の伝統と、歴史を一貫して変らぬ国民の天皇に対する忠とがその国体を支えてきたと強調する議論^①」と述べており、その定義に従って論を進めることとする。

上杉の国体論も、この線に沿ったものであり、多くの著書の中に随所に見ることが出来る。前掲『新稿 帝國憲法(第一編國家、第二編國體)』では、「第一章 國體」(四八五〜四八九頁)に於て、「國體・とは國家構成の根本基礎を云ふ。・國體法とは、國家構成の根本法・國家國體が變更するならば、其の國家は最早存立せぬ。」と法律的外形論をまず述べた上で、「第二章 我が國體 第一節 我が國體」で、日本独特の国体とは、「大日本帝國の統治権者は天皇である、之れ我が國體である、我が國は天皇御一人を統治権者とする純粹なる君主國體の國家である。之れ我が國體法であつて」としている(四九九頁)。

上杉が最後に出版し、世評も高かった前掲『憲法讀本』では、「八 天皇 大日本帝國は萬世一系の天皇の統治したまふ所である。これ我が國體である。・建國の初、天皇定まりて日本國家あり、これ我が國體であつて、・西洋

人は國家は皆本來民主なりとするの事實及び思想に本づきて、國家なる團體を法人なりとするも、これを我が國にも當てはめて、天皇は法人の機關なりとするは、本より我が國體に合せぬ」と天皇機関説を國體論の立場から批判している。

天野辰夫も、國體論の根幹は上杉と同じだが、表現はやや複雑で、「我國ノ國體トハ 天皇ノ御本質 天皇ト臣民トノ關係 臣民相互ノ關係 日本民族ノ行動原則ノ持テル特異性ノ綜合表現セラレタルモノヲ國體ト名付クルモノ」(六七頁)と述べている。

上杉は、國體の重要性を説き、國體法は「國家構成の根本法」としているが、内容そのものに言及してはいない。これに対し、弁護士、法律家である天野辰夫は、法令案を具体的に起草している。昭和九年三月十九日より四日間に、豊多摩刑務所で録取された天野の第十七回調書の國體法全八條附屬注記一項目を掲載する(二七三〜三七四頁)⁴⁸。

國體法ハ、皇道維新ノ根幹ヲ爲スモノテアリマシテ、現行憲法ヲ改正スルトセザルニ拘ハラス皇道維新ニ際シ新ニ制定ヲ視ル可キ國ノ根本法テアリマス。

國體法私案

- 一、皇國日本ハ神國ナリ
- 一、天皇ハ天祖ノ直系皇統ニシテ 天日嗣ナルソ神聖ニシテ侵ス可カラス
- 一、皇國日本ハ神勅ニ遵ヒ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
- 一、日本民族ハ天祖ノ御末みこと我ナルソ 天皇ニ忠誠ナル股肱ナルト共ニ天皇ノ愛撫スル赤子ニソアル
- 一、天日嗣天皇ニ對スル信仰ハ惟神日本魂ニ發シテ絶對ナリ(略)
- 一、天祖ノ覺ト行ヲ其ママニ顯幽一如ノ境地ニ神ノ絶對眞理ヲ地上ニ莊嚴シマことノ道ノ下ニ自ラ萬惡ヲ折伏シ

全人類ヲ融合大和スルハ修理固成ノ天業ヲ恢復スル所以ナリ之日本民族ニ對スル神ノ至上命令ニシテ萬世不滅ノ國是ナルン

一、日本民族ハ神ノ子孫ニシテ神ヲ信奉シ神意ヲ拜シテ事ヲ斷ス之仍チ天佑民族タル所以ナリ（略）

祭政一致ハ日本民族ノアラム限り萬行ノ基根タラサル可カラス

神ヲ齋キ祀ル事ニ依リテ國定マリ家定マリ人心定マル之皇國ノ大本ナリ

一、斯クテ神ノ御魂ノママニ一君ノ下萬民平等ニシテ君民體ヲ一ニシ億兆一心以テ 天皇ヲ中心ニ皇國日本ヲ完
成防護ス可キハみこと我ノ生命ニ必然シテ天地ノ大法ナリ

（註）日本民族ハ一定ノ年齢（七、十五、二〇）ヲ數フル時別ニサダムムルトコロノ儀式ノ下ニ（全國一齊ニ）國

體法上自覺ノ宣言忠誠服從ノ宣誓ヲ爲サシム可シ

天皇より御言葉を直接賜る形であり、「会話体」をとっていること、神代との繋がりを明確にし、神道と包括しうる「信仰」をはっきりと打ち出していること、祭政一致の政治原則を明確にしていることなどが特徴と言えよう。

天野は、この私案の作成は、故上杉先生ほかの指導を受けつつ、真剣に皇國日本の国体を研究しているうち、自ずから体を成したと供述し、時期は、昭和四年頃としている。

また、同じ頃、新しい憲法私案も作成している。憲法との関係では、国の基本法は国体法一つであるべきで（三七八頁）、新憲法は、国体法の実際の政治の運用上、適用されるものと位置づけている。新憲法私案全二十條は、明治憲法の改正案ではなく、新しい憲法として構想されている（三七五〜三七七頁）。第一條は、「天皇ハ統治權ヲ總攬ス」のみで、「憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ」がないこと、第二條に、「天皇ノ大權ハ絶対ニシテ圓滿無碍ナリ暴ニ之ヲ分類ス可キニ非ス」との規定がある事、第十二條に、「帝國議會ハ 天皇政治翼賛任務ノ遂行機關」と定められている。

基本法としての国体法を併せ、明治憲法を否定したものと見え、「昭和維新」という運動の根本である「明治国家の運営の否定」に合致するといえよう。天野の国体法私案と憲法草案は、当時、思想動向に注目していた法務関係の目を引いたようで、前掲『天皇機関説』報告書⁴⁸では、天野の国体法私案全文と、新憲法私案の主要点を転載している（同報告の六二―六七頁）⁴⁹。

（二）古事記日本書紀観

上杉は著書の中で繰り返し、国体の淵源としての神話に言及している。例えば、以下のようなものである。

神武天皇ハ、瓊瓊杵尊第四世ノ孫ニマシマセリ。天孫降臨ノ時、天祖大神、乃チ誥ケテ曰ク、豊葦原瑞穂國者、吾子孫可王之地也。⁵⁰

大日本帝國の建國は天孫降臨の時に在る、天祖天照大神皇孫瓊瓊杵尊を斯の國の統治者と定めたまひ、三種の神器を授け詔して……⁵¹

我が祖國たる大八洲は、天神が修理固成經營したまひし所……⁵²

上杉は、論述展開の基本に、このように神話の事象を据えているが、前記「国体観」と同様、その骨子を述べているだけで、神話そのものに対する見解等は、管見の知る所、残されていない。

これに対し、天野は、上杉のこうした「原則」を受容しつつ、己の神話観、就中、その中心たる古事記日本書紀観、その敷衍としての昭和維新時の世界情勢をも織り込んだ論を詳述している。

『訊問調書 天野辰夫』で、昭和九年五月九日、豊多摩刑務所で行われた第一回訊問で天野は、これまで記紀について「深キ趣味ヲ持ツテ」研究をしてきたこと（四頁）、神代から国の成り立ち、いわば、国体の淵源としての記紀の

意義、具体的な内容や自らの解釈を、ざっと二万五千字にわたって語っている(二五〇六一頁)。以下、同文献を中心に、天野と記紀との関係、それによって知れる天野の国体観や神道観を記していく。まず、天野の基本的な考えを示す箇所を引用する。

皇祖神

ノ行動原則コソ最モ重要ナル皇道ノ要素テアルノデアリマス 我等ノ皇祖神ノ御魂ノ動キヲ知ル爲メニハ 古事記日本書紀杯ニ現ハレタル歴史的事實ヲ根據トシテ我ノ本體タル魂ノ動キニ關スル原則ヲ知ル事カ出來ルノデアリマス 夫レ故一般ニハ神話ト稱シテ傳ヘラレテ居ル古事記並ニ日本書紀等ニ現ハレタル

伊邪那岐 伊邪那美 兩尊並ニ 天照大神

ノ御治政及ヒ 素盞鳴命 ニ關スル出來事ヲ魂ノ動キノ上カラ判然ト凝視シテ觀ル必要カアルノデアリマス(二四頁)。

天野は、古事記において、宇宙創造の神「天之御中主神 高御産巢日神 神産巢日神」の造化三神、わけまつかみ別天神、かみのな神代七世神により、「宇宙力創造サレタ」とする。ダーウィンのような唯物的科学的進化論とは違い、祖先の發生に至るまでの宇宙創造の現象を神の力と信じ、神秘的進化論を信じ、自然を敬愛する精神に基づいているという。

伊邪那岐、伊邪那美の命の「修理固成」は、漂える四方国を造り固め成すこと、即ち「未完成ナル世界ヲ完成シ救ハレサル民族ヲ救済スルノ念願ヲ以テ自ラノ使命ト覺證サレタ」と論じる。岐美二神が、最初は美神の呼びかけによって結ばれ、蛭子を生むに至ったのは、恋愛と享樂、夫婦本位、個人主義的だった生活の象徴であり、「修理固成」は、民族の濟度、世界の完成といった素晴らしい使命に「覺證」したことを意味するという。

火の神の誕生、美神の「神去り給フ」こと。岐神は、悲しみの余り、黄泉国へ參られ、この間、民族使命を忘却さ

れてしまふ。しかし、民族使命の「表徴」である桃の実によつて、「豁然トシテ本性カ蘇ツテ」、未完成なる世界を完成し、救われざる民族を救済しようという大念願が魂より迸り出られた——たとえ、煩惱に囚われることがあつても、やがて民族使命に覚醒する、というこの神話は、日本民族の「樂天的」な面を顕し、日本人一人ひとりへの教訓になる、とする。天照大御神は、岐美二神の民族使命至上主義の御精神はじめ、「一切ノ貴キ精神ヲ持テル」両命の御魂をその儘に「現相」している。

ここで天野は、岐美二神と、アダムイヴを比較する。アダムイヴには、岐美二神のような「貴キ使命ノ覺證」がなく、目的は、自己の生活の享樂、神の罰、労働と出産の苦痛をといて道を進むことになつた。元來、牧畜民族であつた結果、衣食住には残忍性があり、夫婦本位、男女中心の社会性が営まれたという。天野は、西洋文明への批判と日本民族の使命に論を進めている(三三三頁)。

西洋文明ハ奴隸制度ノ基礎ノ上ニ打チ樹テラレタ有色民族侵略記念碑トモ申スヘキモノテアリマス・我等ノ祖先 岐美二神ノ所謂漂へる四方罔ノ姿ヲ其儘ニ示現シテ居ルノテアリマス日本民族ハ虐ケラレタル人間的自由ト幸福ヲ持タサル世界ノ有色民族ヲ救済スルノミナラス墮落セル魂ノ持主ナル西洋民族ノ魂ヲモ救ハネハナラヌ使命ヲ有スルノテアリマス

この後、桃太郎童話は民族使命を表現していること、天照大御神の示唆される政事は、農業を主とものであることを論じ、天の岩戸の段に入る。天の安河原に八百万の神々が集われたのは、天照大御神の臣下としてであり、大御神の祀りと政事を輔翼するためであること、全員一致により公道正論を見出さんと努力し、これは、明治維新時の「五箇條御誓文第一條 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」に繋がるという(三三八頁)。

八咫の大蛇等の出雲神話を経て、天孫降臨、三種神器へと流れは続く。天壤無窮の神勅について、最も大切なのは、

天皇の直接統治を意味していることであり（四七頁）、天皇の側よりすることのみ示されているが、同時に、日本民族たる臣民の使命任務をも表現しているとしている。

この後、歴史の流れのなかでの各天皇を追うが、蘇我物部の時代、大陸からの仏教思想等の流入により、「皇道精神」は、「非常ナル禍ヲ受ケタ」と述べる。皇室衰微豪族跋扈の時代となる。しかし、天武天皇以来、肇国の根源に復古せんとする御努力があり、その御努力の一つとして日本歴史の編纂事業に着手された。そこで編纂された記紀は、「國體原理ノ宣揚ト民族固有ノ思想ノ伸長」の二つを中心としており、「其爲メニ皇道精神ハ極メテ濃厚明瞭ニ表サレテ居ル」と、記紀と「皇道」との関係を説いている（五〇頁）。

（三）皇道論

天野辰夫が、古事記日本書紀の中に、自（おの）ずから表出しているとする「皇道」という言葉そのものは、上杉慎吉の著述には登場しない。上杉の亡き後、昭和維新が喧伝されるようになってから、広く人口に膾炙するようになった言葉であり、軍部の「皇道派」等にも使われるようになっていく。しかし、天野に於いては、その思想の根幹に在ると言えるほどに頻出する言葉である。

天野の皇道論を追うため、引き続き『訊問調書 天野辰夫』を覗いていく。
記紀を論じていくなかで、天野は、皇道について、こう述べている。

皇道ハ・・・日本民族我（後述）ノ最高行動原則デアリマシテ永久不磨ナル宇宙ノ眞理ヲ其儘ニ具現シテ居ルノテアリマスカラ皇道ヲ生活原則トシテ 天皇ヲ中心ニ所有日本民族我カ一君萬民君民一體億兆一心ノ全的無上無限なる融合統一ヲ以テ・・・天皇政事ヲ扶翼シ奉リマスナラハ皇國ノ生命ハ永遠無窮ニ充實發展セシメラルル

ノテアリマス(五五頁)

この皇道を実現するために「善惡鬭争」が生まれ、これが直接行動に繋がるとの展開となる(五八―五九頁)。即ち、皇道に即する行動が善、皇道に反し、その発現や遂行を阻害する思想行動制度組織民族国家の一切が悪となり、「一切悪ヲ除去シ至然至幸タル生活社會ヲ實現セントスル努力ハ之レヲ善惡鬭争ト稱スル」のだ。

未完成な世界を完成し、至善至幸の境地に到達するためには必然且当然履踐されなければならない善惡鬭争は、自己の内にあつては内省鍛錬となり、外に対しては、善惡折伏、破邪顕正等の作用となつて表はれ、「此善惡鬭争コソハ實ニ皇道ノ命スル我等行動ノ原則ナノテアリマス」。即ち、記紀を起点とする道が、「行動」へと不可避必然に繋がり、天野たちにとっての「行動」とは、神兵隊事件を起こす熱源であつた、と言えないだろうか。

天野の皇道重視の思想は、比較的若い時期に経験した浜松の労働争議の経験が影響しているようである。この時、天野は、国民一般から愛国団体、政党財閥、さらには、天皇の官吏でさえ、皇国意識が欠如し、共産党運動の闘いに、無智無頓着の者が多いことを痛感し、その「建直シハ皇祖神以來ノ固有ノ皇道精神ニ歸一スル事テアリ之ヲ 皇道維新 ト名付ケ」たという(一九四頁)。

その思想は、天皇もまた皇道の元に行動することが求められると主張するに至る。

皇國ニ於テハ 天皇 ノ御行動モ臣民タル各個ノ日本民族我(後述)ノ行動モ皇道ニ即スル時ニ於テノミ皇國ヲシテ永遠無窮ニ充實發展セシムルコトヲ得ルノテアリマス(二二頁)。 天皇御自ラ臣民ニ對スル關係ニ於テモ皇道ニ依ツテ統治セラルルノテアリマシテ(六一頁)。

そして、皇道を形式的概念で説明すれば、十八項目にのぼるとし、内容を列挙のうえ、「惟神日本魂ノ行ス可キ道テアリ聽テ全人類ノ行ス可キ絶対眞理ヲ云フモノテアリマシテ天祖ノ覺ト行ニ現ハレマシタルまことノ道ノ下ニ萬惡折

伏融合大和修理固成ヲ爲ス日本民族最高ノ原理」と総括している(三五六―七頁)。

皇道についての天野の説明は、前述のように、形容句的精神的表現が多い半面、「皇道ノ内容ヲ爲ス政治原則ハ天皇政治ノテアリマス・天皇政治トハ右ノ御神勅ニ闡明セテラル如ク 天皇ノ直接政治ヲ意味シテ居ルノテアリス」(四七頁)のように政治的な色彩の強い内容を考えていたようである。天野の皇族内閣論にも結びつく論と思量する。この論も法務関係の目を引いたようで、前掲『検事山本報告書』では、「第一編 国家主義団体の基礎理論」のなかで、「皇道」を解説する十一頁中、「熱烈に皇道を説く天野辰夫は・」に始まる八頁を天野の言に割き、「皇道は、天皇の直接統治」との天野の言についても引用している⁵³⁾。

天野の大部な著作は、前述のように神兵隊事件後に獄中で記された「井上日召弁護論」と、『皇道原理』である。両書ともに重要部分は『維新公論』に、昭和十三年七月号以降分載されているが、同誌は、かなり専門性が高い。たまたま昭和十三年六月に、天野が関西方面で行った講演を纏めた『國體皇道』が広く頒布され、その思想を概観するのに適しており、同冊子に基づいて、天野の皇道論を検証しておく⁵⁴⁾。内表紙の題目には「國體原理皇道講話」とあり、同冊子からの引用は、(皇〇〇頁)と表記する。

天野は、まず、「日本國の國體原理、すめらみくに(皇國)の國體原理、皇道」が講話の主題であると述べ、「皇道」という言葉の持つ重要性を明らかにする(皇一頁)。そして、「日本國それ自體を道の國、神國日本——皇道國家として完成する。而して、聽て(やがて)、皇道日本を通して、東洋を完成し、アジアを完成することによって、聽て、世界を完成して行く」と説く(皇二二頁)。

また、「憲法第一條に『大日本帝國は』とありますが、日本國は、本來、帝國ではない——帝國主義を指導原理とするところの帝國ではないのでありまして、皇道を以てその結成原理として——皇道の上にうち樹てられたる皇道國家

『すめらみくに』皇國なのであります」との大胆な言葉を吐いている（皇二六頁）。さらに、明治維新と昭和維新を比較し、歴史的、思想的、精神的に過去を回顧反省するとき、反国体、亡国、反逆の「内敵行動に對する徹底的爆撃を決意せしむる。復古革新して、はじめて、國體のまゝなる皇道日本の實證」があると強調している（皇六六頁）。

皇道が、神兵隊事件の行動源、熱源になったと読める語り口ではないだろうか。

（四）「我」論

天野の皇道論のなかに、前述のように「日本民族我」という言葉がしばしば登場する。

前掲『國體皇道』で、天野は「我々人間の貴さは、實は『我』とは何んぞやといふ問題を明解に解決するや否やに存する」と、己の哲学的な認識を示したうえで、「我」論を、次のように説明している（皇一〇〜一二頁）。

『我』とは何んぞやといふ問題に對する從來の解答の一は、『我』とは人類であるといふのがその一つであります。今一つは『我』は個人であると云ふのであります。乍然、『我』は人類か個人か——この二つの見方は共に誤つてをるのであります。・我々は、その生み出されたるころは何處であるかと申しますると、夫は、民族と云ふ全體統一の眞只中に、あらゆる祖先を經、父母を通して生み出されたるものであるのであります。我々は、『人類我』に非ず『個人我』に非ず、絶対に『民族我』であるのであります。・我々は、『日本民族我』としてのみ實在して居るのであります。

神道の出発点である「共同体の信仰」と、軌を一にしていると観取する。前掲『訊問調書 天野』でも、「私ノ抱懷シテ居ル思想ノ體系」として、「我」を示し、「我皇國ニ於ケル一切ノ所有思索認識行動ノ主體ハ日本民族我即チ皇國民族我テアリマス」（九頁）との論を縦横に繰り広げている（六〜一〇頁）。

上杉慎吉の著作にも、「我」論は登場する。前掲『國家新論』では、前述の「人の相關と連續」を説くに当たって、「凡そ人は一切萬物と同じく本性を有する。我在ること即ち人の存在である。．．．我の我を充實發展するは他の我を充實し發展するの原因たり結果たり」と論じている。⁵⁵⁾ その一年後に出版された前掲『新稿 帝國憲法（第一編國家、第二編國體）』のうち、「第一編國家 第一章第一節哲學的國家」の第四項目が「我」であり、「我とは何であるか、．．．我の内容は宇宙萬有の全體であると爲さなければならぬ、．．．宇宙精神は我に於て顯現する」といった内容である。⁵⁶⁾ 上杉の「我」論は、相關連続論の基礎をなし、我と宇宙の一体の哲學を論じているが、それ以上に發展させたものではない。天野が、師の「我」論に言及したものは見出せていないが、天野自身、「我」を、人間存在の根底に関わる哲學の重要主題として上杉から継承し、己の論の基礎に据え、前述のように、国体論と皇道論との結びつきを明らかにしながら、「日本民族我」「民族我」「皇国民族我」等の言葉や概念を駆使して論じている。天野の獄中での長文の著述「井上日召弁護論」と『皇道原理』の主要部は、いずれも『維新公論』中で公開されているが、そのすべてにおいて、なんらかの形で「我」論がとりあげられているとさえ言える。

「井上日召弁護論」の記載内容を元に、『維新公論』昭和十四年十二月号、翌年一月号に、「『我』とは何ぞや」の上。下が掲載された。また、『皇道原理』を元に、昭和十五年二月から十七年七月号まで、「皇道入門」シリーズ中、「我」を主題に分載が断続的に行われている。

天野の「我」論を今少し詳しく見ておく。まず、「井上日召弁護論」から。

「日本民族我」たる「我」の實在の本體は、「我」の遠大皇祖神岐美二神に發するの日本民族魂であります。⁵⁷⁾ 日本民族の神とは偶像的存在に非ずして現實なる意思主體でありまして、．．．「我」は神の御魂に發する日本民族魂の現相的實在でありまして、．．．案ずるに「我」は動物意思たる個人意思を以てしては絶対に神人相通する能は

ずして、純粹意思たる民族意思作用によりてのみ現實に神人一體たるを得、．．．「我」即神たる事を得るの理法と事實とを沈思すべきであります。⁽³⁹⁾

同様な神学的な論議は、「皇道入門」のシリーズでも続く。

「我」が「日本民族我」として——同時に「皇民我」として——のみ實在するものなることは、眞實であり、眞事であり、「まこと」であり、現前の絶對的事實である。⁽⁴⁰⁾「我」の生命其もの、「我」の存在其もの、「我」の生命の營み、「我」の行為に關する根本原理を爲すものなるに拘らず、現代日本に於ては、一般的に、忘却し、無視するところにして、之、現代日本の致命的病原である。⁽⁴¹⁾

原典である『皇道原理』を見ると、第一、第二卷で、皇道を中心に論述した後、第三卷以降は、「我」に関して、我の本体と、「他の我」との関係、縦（過去と未来）、横（血族、民族）、その総合等について論理的綿密な長文の展開をなしている。その縦横の構造は略記すれば、以下のようである。

(一) 我の實在に關する縦のむすび⁽⁴²⁾

(1) 過去 (イ) 我と父母 至孝、全体愛、忠孝一如、愛、報恩感謝等の各原理

(ロ) 我と祖先 祖先崇拜、敬神、血族的任務の各原理

(2) 未来 我と子孫 婚姻、自己鍛鍊、慈愛の各原理

(3) 綜合 血族愛、民族愛の各原理

(二) 我の實在に關する横のむすび⁽⁴³⁾

(1) 血族的民族的關係 血族愛、民族愛、天皇中心、忠誠等の各原理

(2) 我の社会的な生活關係 感謝報恩、統一、祭政一致、神籬、齋庭之穗、禊祓の各原理⁽⁴⁴⁾

(3) 我の組織的關係

(三) 縦と横の総合的・全体的關係

『皇道原理』に記された天野の膨大な論述は、このように、「我」を核に据えながら、神道の伝統的な信仰、祭式、日本人の道德観や国体観を総合的に構築しようとした、と観取できる。

四 おわりに

天野辰夫は、神兵隊事件の公判が続くなか、本間憲一郎、鹿子木員信、安田鏡之助、小島茂雄等同憂の士と共に、昭和十四年頃から、東京芝区に「まことむすび社」を創立し、活動を続けた。⁶⁵⁾昭和十五年、政治体制を一元化し、「新体制」を目指す第三次近衛内閣が発足し、天野も近衛に直言する一人だったという。⁶⁶⁾東条内閣の発足、大戦勃発とその推移、東条内閣への不満等が重なり、天野は、再び維新蹶起を目指し、昭和十六年八月の平沼騏一郎國務相狙撃事件に連座した。⁶⁷⁾昭和十八年三月、戦時刑法特別法改正に反対し、十月には、内閣打倒を企図するが、一斉摘発を受け、昭和十九年三月十五日付で勤皇まことむすび、維新公論社は結社を取り消され、機関誌も発行禁止となった。⁶⁸⁾

昭和二十年八月十七日、天野の待ち望んでいた初の皇族内閣が誕生する。首班は、神兵隊事件当時から取沙汰されていた東久邇宮稔彦王で、終戦処理に当たり、二カ月間、その任にあった。

天野辰夫は、昭和二十九年、救国国民総合連合の参与、昭和三十四年には、かつて濱口雄幸首相を狙撃した佐郷屋嘉昭を議長に、右翼再結集をはかる全日本愛国者団体会議（全愛会議）の顧問となったほか、各団体の法律顧問や相談を行い、昭和四十九年（一九七四）一月二十日に満八十一歳で逝去した。⁶⁹⁾

神兵隊事件で、天野の同志だった中村武彦、影山正治、片岡駿、毛呂清輝、白井為雄、奥戸足百、星井真澄、鈴木

善一等は、戦後の日本の右翼運動で、それぞれ重要な役割を果たしていくこととなる。²⁰⁾

本稿では、公私ともに一貫性を持つ²¹⁾天野の思想と行動の形成を、上杉との関わりを軸としつつ、総合的に考察してきたが、以下のように纏めることができよう。

天野の思想の特質を、国体観、記紀観、皇道論、「我」論の四つに分けて分析した。天野と上杉は、共通の国体観、天皇観、政治情勢への判断（政党政治撲滅等）の元に大正三年に師弟の契りを結んでおり、当然のこととして、二人の思想や用語には共通の基盤が見られた。しかし、上記四点について、上杉のそれは包括的でないし、一般論に留まるものと概括できるように思量する。

天野はそれに対し、独自の理論や法律論を駆使し、具体的な起案も含めた論述や、取調べに対する陳述を遺している。上杉との間に、このような違いや思想の発展が生じたのは、第一には、時代の趨勢の赴くところ、国際情勢を反映し、日本の置かれた立場を鋭敏に捉えたこと（記紀観など）、第二には、天野の法律家ない実務家としての経験やそれに基づく思索（国体観など）、第三には、哲学、思想家として能力（皇道論や「我」論など）等のしからしめたところと分析できるように思われる。

天野辰夫の思想と行動については、暴力による維新・改革はもちろん、天皇の直接統治、權威と権力の同化等は現在、とても肯定できるものではない。しかし、天野、ならびに、基本を同じくする上杉の思想の根底には、多くの日本人が、古代より共通に内在していると思量される、国体への信仰があること。その核心には、天皇が存在し、神道と包括するしかない信仰上と、実体上の確信があるのではないかと、と観取しているが、その研究は、今後の課題としたい。

註

(1) 神兵隊事件に関わる基本的な資料としては、戦後に公刊されたものとして、『社会問題資料叢書 第1輯』（東洋文化社、昭和五十一年）、『昭和思想統制史資料 第十九卷 右翼運動③』（生活社、昭和五十五年）、『昭和思想統制史資料 第二十卷 右翼運動④』（生活社、昭和五十五年）、専修大学今村法律研究室編の訴訟記録『神兵隊事件 全二卷、別巻三卷』昭和五十九年（平成二十六年）がある。今村研究室編の搭載内容と、その他の書には、重複も多い。戦後、公刊されていない基本資料は以下のとおり。神兵隊事件公判記録編輯部編刊『神兵隊事件公判速記録 上・下巻』国立国会図書館所蔵 『刑法第七十八條ノ罪 被告人天野辰夫外五十三名 被告人または證人豫審訊問調書』全八冊 西南学院大学図書館、名古屋大学附属図書館に各所蔵。以下『訊問調書 被告人の氏名』の形で略記する。天野の調書については、引用が多いことから、本文中の（ ）内に頁数を表記することを原則とした。そのほかの文献でも、引用対象が明確な場合は、本文の中に引用頁を記した。天野辰夫の著作については、「三」で順次記載する。

司法省刑事局により思想特別研究員に補された検事や判事等による戦前の研究には、昭和十三年度思想特別研究員検事齋藤三郎報告書『右翼思想犯罪事件の総合的研究（血盟團事件より二・二六事件まで）』。以下、『検事齋藤報告書』と略記する。国会図書館所蔵。また、『現代史資料（4）』（みすず書房、昭和三十八年）にも搭載。昭和十四年度司法省刑事局思想特別研究員検事玉沢光三郎報告書『所謂「天皇機関説」を契機とする國體明徴運動』（思想研究資料特輯第七二号、社会問題資料叢書 第1輯 第三十六回配本）東洋文化社、昭和五十年）、以下、『天皇機関説』報告書』と略記。昭和十四年度思想特別研究員判事藤嶋利郎報告書『最近に於ける右翼學生運動に付て』（社

会問題資料研究会『社会問題資料叢書 第一輯』第十三回配本所収、東洋文化社、昭和四七年)。以下『判事藤嶋報告書』と略記。昭和十五年度思想特別研究員檢舉山本彦助報告書『國家主義團體の理論と政策』(社会問題資料研究会『社会問題資料叢書 第一輯』東洋文化社、昭和四十六年)。以下、『檢舉山本報告書』と略記。戦後の先行研究については、堀真清「神兵隊事件と『北・西田派』の本質的一面(1)(2)」(西南学院大学 法學論集)第十五卷第三号・四号(昭和五十八年一月と三月)。石村修「神兵隊事件と国体明徴運動」(専修大学今村法律研究室『今村訴訟記録第九卷 神兵隊事件(二)』(昭和六十年)。日高義博「血盟団事件、五・一五事件、神兵隊事件の経緯と争点——今村力三郎訴訟記録を手がかりとして——(1)(2)」(『現代刑事法 第五卷第一号』『第五卷第二号』(平成十五年一、二月号)。立花隆「日本中を右傾化させた五・一五事件と神兵隊事件」(立花『天皇と東大 大日本帝國の生と死(上)』(文芸春秋、平成十七年)等がある。

(2) 「昭和維新」について、橋川文三は、大正十年の安田善次郎暗殺犯、朝日平吾の動機を「源流となる衝動の諸萌芽」の最初のあらわれとした(橋川『昭和維新試論』平成二十五年、講談社学術文庫、九頁)。堀幸雄は、昭和五年の浜口首相狙撃事件を契機とするとし(堀『戦前の国家主義運動史』三嶺書房、平成九年 九三頁)、竹山護夫は、五・一五事件から神兵隊事件、二・六事件へと流れる国家改革運動であり、明治国家否定の人々による天皇奉戴の「変革である」と、「国史大辞典」の該当項目で定義している。

(3) 葦津珍彦著、阪本是丸註『国家神道とは何だったのか』(神社新報社、平成十八年) 一四四頁。

(4) 前掲同、一四五頁。

(5) 拙稿「天野辰夫の天皇観・神道観について」(國學院大學研究開発推進センター編、阪本是丸責任編集『昭和前期の神道と社会』弘文堂、平成二十八年二月)。

クラシーのナシヨナリズムへの転換——『天皇機関説』論者上杉愼吉・北一輝の「転向」思想（『同志社法學』第七八号、昭和四七年）、高見勝利「講座担任者から見た憲法學說の諸相——日本憲法學史序説」（『北大法學論集』2（3）…1-38』平成十三年）等。

(7) 前掲「小引」六一七頁。

(8) 前掲長尾『日本法思想史研究』の「留学中の『回心』」等。二二六—二二九頁。

(9) 前掲「小引」七頁。同様の主旨は、『帝國憲法綱領』（有斐閣書房、明治四十五年初版）の序にも「明治三十九年五月、予カ西遊以前ノ著述論文ハ、今ニ至テ誤謬ノ見解タルコトヲ發見セルモノ少カラス」と記載している。

(10) 前掲『天皇機関説』報告書』の「第一編第五章 論争の歴史的意義」の冒頭終わり部分。四五—五〇頁。

(11) 上杉『國體精華之發揚』（洛陽堂、大正八年）。

(12) 前掲原田『甦る上杉愼吉』一一四頁。

(13) 上杉『國家新論』（敬文館、大正十年）、同書で上杉は、人は不斷に「我を充實發展」させ、他の我を充實發展する「原因たり結果たり相條件するのである、予は之を人の相關」と名付ける（五頁）。そして、人は「空間に於て又時間に於て環を連ぬるが如くに離るべからざる引き續きを成して居る」、これを「連續」と名付けている（七頁）。そして、「天皇ありて日本民族あり日本國家あり、相關連續は天皇の下に完く、不斷に最高道德を創造するを得る」（四三—四四頁）の記述で明らかかなように、天皇と國家の在り様を結びつけての論であった。

(14) 『新稿 帝國憲法（第一編國家、第二編國體）』（有斐閣、大正十一年）の第二編 五一六—五一七頁、六八七—六八九頁に記載。同書は、大正十四年に、やはり有斐閣から、『國家論』『國體論』の二冊に分けて出版されている。上杉が、その他の著作で、天皇と神道との結節点ともいうべき祭祀に言及しなかった点について、新田均の『近代

政教関係の基礎的研究』での論（第八章 上杉慎吉の政教関係論）二六三～二六五頁、二七〇～二七一頁）を基本的に踏まえつつ、「天皇が我が國に於て國家祭祀の實行者にましますは、最も良く天皇及び統治の本質を示すことである」（五一六頁）とあるように、天皇と祭祀の関わりはあまりにも当然で、あらためて論じるまでもない、との立場にあったと推測している。

(15) 上杉慎吉と高島素之は、『改造』大正十二年（一九二三）三月号に上杉が「唯だ國體の精華を發揚するのみ」（一四四～一三二頁）、高島が「國家社會主義でゆく」（一三二～一三四頁）を寄稿している。高島は、「我々は國家主義者として、國家主義者なるが故に社會主義者であり、社會主義者としては、社會主義者なるが故に國家主義者であつて・・・」と上杉との思想的な結び付きを根拠づけるような論を記している。經綸學盟の主唱や行動について上杉は、前掲「唯だ國體の精華を發揚するのみ」のなかで、「我が經綸學盟は一の學校である、・・・部を分ち第一部を練思第二部を鍛身と爲し・盟約に曰く、『一心天皇ヲ奉シ外ニ向ツテハ日本民族ノ天才ト能力トヲ世界ニ試ミ内ニ在テハ日本民族ノ眞精神ヲ保守シ世界ノ歴史ニ一新時期ヲ開クノ先驅タランコトヲ期ス』と、我々は極端なる保守黨である、而して徹底的革新黨である」と書いている。その頁に続く高島の主張に相通じるものがあるのではないかと、思量した。

(16) 前掲『天皇機関説』報告書』五五頁。

(17) 『戦前における右翼団体の状況（上巻）』（公安調査庁、昭和三十九年二月）の「第三章 經綸學盟系団体 第一節 総説」三三三頁～三三〇頁。「第三章」には、百五十頁を越える詳細な記述がある。

(18) 『判事藤嶋報告書』（五〇～五七頁）は、会の発足に当たつての「宣言」と、上杉が発表した「諸君願はくは自重せよ」の全文を掲載。同文は、「僕常に諸君の志を語るを聴きて私に涙なきを得ず。願はくば堅持惑はず寸毫の油

断なく大勇猛心を以て忍耐精進必ず同盟の趣旨を遂行することを期せられんことを」という上杉の檄文で終わっている。また、「背後の人物」としては天野の他、陸軍大将福田雅太郎、代議士床次竹二郎、同松田源治、法学士稲葉一也等を挙げている。昭和四年四月の上杉歿後は、文学博士紀平正美が指導者となり月例会や講演会、研修会を続けたという。

(19) 建国会については、前掲『検事山本報告書』一九七〜二〇四頁。

(20) 猪野健治『評伝・赤尾敏』（オール出版、平成三年）。五一〜五五頁。

(21) 武田清子「革命思想と天皇制——高島素之の国家社会主義を中心に——」（橋川文三、松本三之介編『近代日本政治思想史 Ⅱ』（有斐閣、昭和四十五年）二八八頁。

(22) 前掲津久井『日本國家主義運動史論』（中央公論社、昭和十七年）七〇頁。

(23) 『憲法讀本』（日本評論社、昭和三年初版、昭和十三年第十二版）。

(24) 思想調査資料集成刊行会『文部省思想局思想調査資料集成 第十三卷』（誠進社、昭和五十六年）。

(25) 東大等に於ける上杉の授業ぶりや評価についても高いものがあつた。東大の同僚、寛克彦は、「上杉教授が東京帝國大學に講ずるや、聴講者年々約五六百。教授また陸軍大學海軍大學に教官として多くの年を経、將官佐官にして教を受けたる者擧げて數ふべからず。加ふるに毎年高等試験委員を命ぜられ、勅奏任の行政官にして教授の憲法學説に親しまざる者殆んど悉無といふべし」（『憶ふ』二五〜二六頁）と述べている。その講義ぶりについて、「國家は最高の道徳である、といふことを力説されたとき、其のするどい實証的な理論の裡に愛國的感激がおのづからあふれてゐた」（小野清一郎、同六七〜六八頁）、「上杉先生の憲法論は……一方からは極端なる批判を受けた様であるが、又他の一方に於ては恰かも聖書の如くに、殆ど信仰的に隨喜せられた様である」（土橋友四郎「上杉先生の思ひ

出」『維新公論』昭和十七年九月号四三頁）といった言が寄せられている。

(26) 天野千代丸は、内務省の警察官僚で、広島や横浜の保安、警務課長や署長を歴任し、明治四十年から大正元年まで、静岡県浜名郡の郡長となり、その縁で、浜松の日本楽器製造株式会社の社長を大正六年から昭和二年まで務め、日本楽器争議（大正十五年）に関わった。詳細については、大庭伸介『浜松・日本楽器争議の研究』（五月社、昭和十五年）。

(27) 上杉美濃部論争については、星島二郎編『最近憲法論 上杉慎吉対美濃部達吉』（大正二年十月発行、平成元年）にみずす書房より復刻再版）に、二人の論文各五編、関連の穂積八束、浮田和良等の論文がおさめられている。

(28) 上杉慎吉『暴風來』（洛陽堂、大正八年）の「桐花會の志成るの秋」八三頁。

(29) 前掲『暴風來』「桐花會の志成るの秋」九一頁に、以下のように記載されている。「微々たる桐花會は創立の初非常なる壓迫と惡評とに遭ひて意氣沮喪し、會員は僅に數十を數ふるに至り辛ふじて時に數人の會合を催ふして命脈を保ち來るのみ・・・」。

(30) 上杉慎吉『帝國憲法綱領』（有斐閣書房、明治四十五年初版、大正三年訂正増補版発行）八七〜九〇頁。

(31) 天野辰夫『國體皇道』（日本論叢社、昭和十三年八月推定）。二九頁。同書については後述する。

(32) 前掲『検事山本報告書』では、「第一編 國家主義團體の基礎理論」の中の指導原理の一つに、「反議會主義」を挙げ、「議會政治否認の原因」「天皇政治、獨裁政治」「直接行動主義」に分けて分析。「議會政治否認の原因」の中で、天野の著述より関係二個所を引用している（四九〜五一頁）。天野からの引用は、前掲『國體皇道』の二個所である（二八〜二九頁）。

(33) 「木曜会」について、前掲『藤嶋判事報告書』では、大正五年中に、東京帝国大学学生有志が、上杉慎吉博士を

中心に結成した修養団体で、「國家主義を標榜するものとして殆ど最古」としている。毎週木曜日に上杉を中心に会合し、その訓育陶冶を受けていたが、単なる修養団体に止まり、大正七年頃には、ほとんど自然消滅の状態にあったという(四七〜四八頁)。「天皇機関説」報告書でも、上杉は「自ら大に學生の人格訓練に努めた」と記している(五二頁)。

(34) 前掲『判事藤嶋報告書』四八〜四九頁。

(35) 四月党については、『天皇機関説』報告書』五五〜五六頁。

(36) 田尻隼人『渥美勝伝』(昭和刊行會、昭和十九年。大空社より平成九年(一九九七)に再版)。八八〜九〇頁。

(37) 上杉は、大正十五年に、普選運動について『億兆一心の普通選挙』(中央報徳會)を著している。冒頭の「普通選挙五大精神」は、普通選挙の目指す所を、「億兆心を一にして、天壤無窮の皇運を扶翼し奉り、益々國體の精華を發揚せんことを期するもの」(第一項目)としている。同書「序文」によると、上杉が、普通選挙の断行を初めて主張したのは、大正六年の春のことで、その前年、この施策を山縣有朋に進言し、六年には論文、次に著書を公にした。しかし、「當時、人或は予を以て狂せりと爲し、又は變説と罵つた」という。以来、上杉は、普通選挙の精神を一人でも多くの国民に知らしめようと、寸暇を惜しんでは全国へ講演に赴いた。大正十四年夏には、暑さに倒れたが、十五年夏には、九州から東北まで八十回の講演をこなし、「あ、普選よ、普選よ、何んぞ、汝の子を苦しむるや」とまで、書いている。大正十三年の天野の選挙出馬は、上杉から見れば、自らの大望の一環であったことが推察される。

(38) 天野の記憶では、大正十四年春となっているが、建国会の活動から考えると記憶違いで、十五年春の可能性もあると思量する。

- (39) 前掲『天皇機關説』報告書』五八頁。同報告書「第二編 所謂『天皇機關説』を繞る國體明徴運動 第一章 上杉博士二派の日本主義運動」では「(六) 上杉門下天野辰夫」を取上げ、天野について、愛国勤労党、神兵隊事件との関わり、記紀観、中世以来の皇道違反の「政党幕府」撃滅論等について詳述している(五七〇六七頁)。
- (40) 実行部隊の中心は、大日本生産党(昭和六年に大阪で結成。黒竜会の内田良平により、日本主義の団体の合流を目指した。党名の「生産」は、無産政党の言葉使いとは違い、『古事記』の「生み」「産(むす)ひ」に由来する。顧問は頭山満。神兵隊事件には鈴木善一、影山正治、青年部員ら計二十三名が参加している)や國學院大學の学生、青森・群馬・茨城・大阪など各地の愛国勤労党員らが参加した。
- (41) 昭和十年十二月、保釈による仮出所。
- (42) 前掲『神兵隊事件 公判速記録』、『維新公論合併号』、ならびに朝日新聞関連紙面より。
- (43) 血盟団、五・一五、神兵隊の三事件を起こした人的繋がりと、思想的影響関係について、齋藤三郎検事は、こう纏めている。血盟団事件盟主の井上日召、神兵隊事件の実行部隊総司令の前田虎雄、茨城県紫山塾の本間憲一郎が大正年間前半、大陸において満鉄関連や陸軍の諜報活動等に従事し、知己だったこと。その後、「國家改造に付いて同志として固く盟約した事」。そして、「井上昭の宗教的信念である革命道が最大の原動力をなしてゐる。大川周明、北一輝の革新思想は影響して居るが、井上の強烈なる信念なくしては、同人等の成敗を無視し、捨て石として仆れる底の事件は起り得なかつた」前掲『検事齋藤報告書』一二八―一三一頁、二一五頁。
- (44) 「井上等の裁判は、被告側が国体の名によって司法権の独立を攻撃し、裁判所がそれに屈服したという点でも注目される」≡安部博純「血盟団事件」(『日本大百科全書 第八卷』小学館、昭和六十一年)二二八頁。
- (45) 小沼廣晃『血盟団事件公判速記録 (下)』(同書刊行会、昭和四三年)全二十六人分を集録。天野は、二十六人

目に収録（一〇六七〜一一三一頁）。天野のみ、公判出廷日がなく、弁護録の末尾に搭載されている。

(46) 『皇道原理』の謄写版による全五巻は、名古屋大学図書館に収蔵されている。全五巻四六倍版プリント千四百頁。同館には、その前文とでもいうべき「非常時局突破と皇道日本建設前言」もあり、天野手記は全六巻である。

(47) 前掲昆野伸幸『近代日本の国体論（皇国史観）再考』（ペリカン社、平成二〇年）五頁。昆野は、同書の「結論 国体論の帰結」のなかで、昭和八年以降、戦時体制を整えていく中で、「伝統的国体論とは断絶し、あくまで相対的にはあれ合理的な傾向を示す」（三二六頁）、「自発的・主体的な国民による翼賛を目指す方向で国体論の再編が行われた」との指摘を行っている（三二〇頁）。

(48) 前掲『天皇機関説』報告書』では、天野の国体法私案全文と、新憲法私案の主要点を転載し、天野は「彼獨特の皇道理論に基く・国體法の制定並現行憲法の改訂を爲さねばならぬ理由を左の如く述べてゐる」と解説している（六二〜六七頁）。

(49) 阪本是丸は、「天野辰夫は、・・上杉慎吉博士の影響を受け、帝国憲法にも非神道的西欧の影があるとして、維新（昭和維新、論者註）後には、神道的欽定憲法への改正を密かに望んでいた特殊の神道家である」と記している。前掲の『国家神道とは何だったのか』一四五頁。

(50) 『帝國憲法綱領』（有斐閣書房、明治四十五年初版、大正三年訂正増補版）の「上巻 国體 總説」四三頁。

(51) 前掲『國體論』五〇三頁。

(52) 前掲『憲法讀本』七頁。

(53) 前掲『検事山本報告書』七〜一八頁。

(54) 『國體皇道』は、日本論叢社刊。十三年八月（推定）に第一版、翌年初めには第十版と版を重ねている。十五年

十一月の『維新公論』には、全文が転載された。

- (55) 前掲『國家新論』五頁。
- (56) 前掲『新稿 帝國憲法(第一編國家、第二編國體)』三〇五頁。
- (57) 『維新公論』昭和十四年十二月号 四〇頁。
- (58) 同 四一頁。
- (59) 同 四三頁。
- (60) 『維新公論』昭和十五年二月号 一一頁。
- (61) 同 一五頁。
- (62) 『皇道原理 第四卷』五〇一―一六頁。
- (63) 『皇道原理 第五卷』一五一―四三九頁。
- (64) 『皇道原理 第五卷』は、ここで終わっている。以下は、見出しのみ。
- (65) 内務省警保局保安課「最近ニ於ケル國家主義運動ノ概況」(昭和十四年六月二十五日)等より。
- (66) 中村武彦(武を改名)『維新は幻か』(いれぶん出版、平成六年)一三七頁。中村は、助言者に井上日召、田中正剛も挙げている。井上は、近衛の居、荻窪の荻外荘に住むに至り、近衛への助言者を「ひもろぎ会」に組織した。
- 井上日召『一人一殺』(日本週報社、昭和二十八年)の第十五章「近衛文磨公と私」三三二―三四九頁。
- (67) 堀幸雄『最新右翼辞典』(柏書房、平成十八年)「平沼騏一郎國務相狙撃事件」五一―二頁。
- (68) 前掲堀『戦前の國家主義運動史』四三八―九頁、前掲中村『維新は幻か』の「東条大獄」一八二―一九三頁。猪野健治『右翼民族派総覧』(二十一世紀書院、平成二年)二二九頁。

- (69) 前掲猪野『右翼民族派総覧』二五五頁。
- (70) 鳥津書房編『証言・昭和維新運動』（鳥津書房、昭和五十二年）の「神兵隊事件 片岡駿氏に聞く」九三頁。
- (71) 戦後の天野辰夫の私生活の様子については、平成二十七年十一月十五日に、天野辰夫直系の孫、宏美（ひろよし）氏（東京都世田谷区、六十四歳）、千代丸の次男の長男、知明氏（静岡県藤枝市、八十六歳）よりお話を伺った。宏美氏によると、辰夫は、毎朝、皇居へ向けての遥拝を欠かさず、黙って座していても、侵しがたい威厳を感じたという。「マツカーサーの作った憲法の下で、弁護活動などできるか」と言われたことがあり、毎年八月十五日には、喪章をつけた国旗を自宅に掲揚していたという。